四‖　ＡＴ中型第二種免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許をいう。以下同じ。）

五‖　［略］

六‖　ＡＴ中型仮免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

七‖　ＡＴ準中型仮免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

八‖　［略］

5‖　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

技能試験に係る免許の種類	現に受けている免許の種類
中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
準中型免許	普通免許又は普通第二種免許
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	普通第二種免許
中型仮免許（ＡＴ中型仮免許を除く。）	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（ＡＴ準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（ＡＴ普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）
準中型仮免許	普通免許、普通第二種免許又は普通仮免許

6‖　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（中型仮免許の技能試験にあつては、ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

［号を加える。］

二‖　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

三‖　［同上］

［項を加える。］

5‖　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。